

中国税務速報

2013年8月20日

●1 サービス貿易等の項目の対外支払の税務届出手続きに関する問題

国家税務総局・国家外貨管理局は7月9日付で「サービス貿易等項目の対外支払の税務届出手続き に関する問題の公告」(国家税務総局・国家外貨管理局公告「2013」40号)を公布しました。

当該公告により、中国国内の機構及び個人が海外に支払う1件あたり5万米ドル相当(5万米ドル相当を含まず)以上の下記の資金については国家税務機関に届出手続きを行わなければなりません。

- ①専有権利使用及び特許、運輸、旅行、据付、労務請負、情報サービス等のサービス貿易収入
- ②国外個人の中国勤務報酬、配当金、担保費用、贈与、賠償、偶発所得などの収入
- ③ファイナンスリース料、不動産の譲渡収入、持分譲渡所得などのその他合法所得。

国内機構及び個人が届出手続きを行う際には、主轄部門に協議書或いは関連取引証憑のコピーと 税務届出表を提出することが求められています。

また、当該通達の第3条により、国内機構の国外で発生した出張、会議、商品展示費用、国内機構の国外請負工事の工事費用、国内機構の国外で発生する輸出入貿易コミッション、保険料、賠償金などの費用の外貨資金の対外支払については、届出表を提出する必要がないと明確されました。

なお、当該通達の第8条により、主轄税務機関が、届出表を受領してから15営業日以内に、審査を行うことと規定されています。

当該弁法は2013年9月1日より施行されることとなります。

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12348611.html

●2 混合性投資業務の企業所得税処理に関する公告

国家税務総局は7月15日付で「企業の混合性投資業務の企業所得税処理問題に関する公告」(国家税務総局公告「2013」41号)を公布し、混合性投資業務を従事する企業の企業所得税処理を明確にしました。

当通達の第1条には、混合性投資業務に該当する条件を下記のように列挙しました。

- ① 被投資企業が投資を受けた後、投資契約に約束された利率に基づき、利息を支払う
- ② 明確な投資期限或いは特定な投資条件があり、投資期限満了あるいは特定な投資条件に合致した場合、被投資企業は投資を買い戻す或いは元金を弁済する必要がある
- ③ 投資企業は被投資企業の純資産に対し所有権を有しない
- ④ 投資企業には、選挙権及び被選挙権を有しない
- ⑤ 投資企業は、被投資企業の日常生産経営活動に参与しない。

投資企業は被投資企業から利息の支払いを受けた際に収入の実現を確認し、当期の課税所得に算入 しなければなりません。被投資企業は利息を支払う際に、利息支出を確認し、税法の関連規定に基づ き、税引前利益から控除します。

また、被投資企業から買い戻した投資について、投資企業は買い戻した金額と投資原価との差額を債務再編損益として確認し、税引前控除するべきです。

当該弁法は2013年9月1日より施行されることとなります。

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12353263.html



●3 外国投資ファイナンスリース企業に対する審査・管理の強化について

商務部は2013年7月18日付で、「外商投資ファイナンスリース企業に対する審査・管理の強化・ 改善に関する通知」を公布し、外国投資ファイナンスリース企業の従事できない活動を強調するほか に、審査ガイダンスも添付されました。

通知により、外国投資ファイナンスリース企業は、預金の受入・貸付・受託貸付等の活動、関係部門の認可を得ない場合の同業他社への融資・株式投資等の業務を行ってはならないと明確されました。 また、ガイダンスには、審査の要点を下記のようにまとめていました。

- ①名称には「ファイナンスリース」を明記し、名称と経営範囲には「金融ファイナンス」を入れて はならない
- ②ファイナンスリース企業はリース取引に関連する担保業務を経営できるが、それを主要業務としてはならず、かつ名称には「担保」を含めてはならない
- ③合弁契約・定款には、投資総額を明確する必要がないが、登録資本が 1,000 万米ドル以上でなければならない。

http://www.mofcom.gov.cn/article/h/redht/201307/20130700205458.shtml

●4 張江創新示範区におけるストックオプションの個人所得税分割納税について

上海市地方税務局と上海市財政局は2013年7月5日付で、「張江国家自主創新示範区におけるストックオプションの個人所得税分割納税の管理に関する公告」(上海市地方税務局、上海市財政局「2013」第1号)を公布しました。

当該公告により、条件に合致する企業は、株式変更登記手続きが完了してからの30日以内に、工商行政管理部門の発行した変更登記通知書、届出表、計画表等の資料をもって、主轄税務機関において分割納税の届出手続きを行うべきことが要求されました。

分割納税の期限が個人株式登記日の翌月を開始月とし、各暦年を一期とし、5年以内に分割納税するとされます。最後の納税期は第60月を越えてはいけません。

特別の原因により、分割納税計画を調整する必要がある場合、企業は計画納税月の申告締切日までの30日前に、主轄税務機関に書面申請を提出し、税務機関にて改めて届出をした上で、新しい計画に基づき、分割納税をすることができます。

当該規定は公布日より施行されることとなります。

http://www.csj.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/grsds/201307/t20130712_403780.html

●5 2013年上海市賃上ガイドラインの公布

上海市人的資源社会保障局は、7月30日付で「2013年上海市企業賃上げガイドラインに関する通達」を公布しました。

当該通達は上海市の企業の賃上げ平均ライン、上限ライン及び下限ラインをそれぞれ 12%、16% と 5%を設定しました。その賃上げの幅は 2012 年のガイドラインの数字と同じです。

http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/zhxx/gfxwj/ldbc/201308/t20130801_1150374.shtml